介護予防･日常生活支援総合事業が始まりました

平成２９年４月から

平成29年 4月 1日 作成
平成30年 1月 4日 改訂
平成30年 4月 1日 改訂

総合事業について

介護保険制度の改正に伴い、平成２９年４月から「**介護予防･日常生活支援総合事業**」が始まりました。総合事業は、６５歳以上の方の介護予防と日常生活の自立を支援することを目的としており、**①介護予防･生活支援サービス事業**、**②一般介護予防事業**の２つで構成されます。

こんな人が利用できます

① 介護予防･生活支援サービス事業

●要支援１･２の方･･･これまでのサービスのうち、「訪問介護」と「通所介護」がこの①へ移行します。

●事業対象者･･･要介護（支援）認定申請の結果「非該当」となられた方でも、「基本チェックリスト」の判定結果により、①を利用することができます。これに当てはまる方を「事業対象者」といいます。

※サービスの利用を希望される時点で要介護（支援）認定をお持ちでない方は、要介護（支援）認定申請の手続きが必要となります。

② 一般介護予防事業

●６５歳以上の全ての方

くわしくは２ページへ

川西市福祉部介護保険課
☎072-740-1148

利用までの流れ（概要）

介護保険の加入者で、６５歳以上の方

相談

介護や支援（介護保険のサービス）が必要な方
新規申請：介護保険課、またはお住まいの地域包括支援センター
更新申請：担当のケアマネジャー、または担当地区の地域包括支援センター
のいずれかにご相談ください。

介護や支援の必要がない方

新規・更新

NEW

更新のみ

要介護（支援）認定申請

基本チェックリストを実施　※1

自立した生活を送れる方

要介護１～５

要支援１・２

非該当の方

事業対象者　※2

介護サービスがご利用できます。

地域包括支援センターが利用できる事業を判定
担当のケアマネジャーが、利用者のニーズに合わせてケアプランを作成します。

要支援1・2の方はどちらも利用できます。

介護予防サービスを利用
（介護保険によるサービス）
※注意※
事業対象者は利用できません

＋

NEW

① 介護予防・生活支援サービス事業を利用
従来の訪問介護サービス（ホームヘルプ）や通所介護サービス（デイサービス）は、ここへ含まれます。

＋

①と②を総称して「介護予防・日常生活支援総合事業」といいます。**くわしくは3ページをご覧ください。**

② 一般介護予防事業を利用　（６５歳以上の方すべてがご利用できます）

NEW

健康維持と介護予防につながる、さまざまな取り組みを地域で行います。

※1　基本チェックリスト・・・生活機能の状態を確認する25項目の質問票です。すべて「はい」「いいえ」のどちらかを選択するようになっており、自分では気づきにくい心身の衰えがないかを判断します。

※2　事業対象者・・・・・・・・基本チェックリストにより生活機能の低下がみられた方です。「介護予防・生活支援サービス事業」を利用できます。

総合事業についての　Q＆A

総合事業が始まる前からホームヘルプやデイサービスを利用しているが、知らない間にサービス内容が変わってしまったということ？

ホームヘルプやデイサービスは、平成29年4月からそれぞれ「訪問型サービス」と「通所型サービス」に名前が変わりましたが、サービスの内容は以前と変わりません。また、従来のサービスに加えて、それよりも低い単価でご利用いただけるサービスも始まりました。くわしくは3ページ「介護予防・生活支援サービス事業について」をご覧ください。

事業対象者となったあとでも、要介護（支援）認定を申請できるの？

いつでも申請できます。担当のケアマネジャー、もしくは担当地区の地域包括支援センターにご相談ください。

介護予防･生活支援サービス事業について　（2ページの①）

対象者　要支援1・2の方、事業対象者（基本チェックリストに該当した人）
内　容　これまでの訪問介護は「**訪問型サービス**」、通所介護は「**通所型サービス**」として利用することができます。
さらに、それぞれのサービスには、現在行っているサービスに相当する「現行相当サービス」と、サービス内容が一部制限される代わりに低い単価設定となる「基準緩和型サービス」があります。

訪問型サービス

日常生活において自分だけではできない行為について、
ホームヘルパー等から支援が受けられます。（例）調理や掃除、洗濯など

NEW

	サービス提供者	サービス内容等	サービス利用額
介護予防型	訪問介護員（有資格者）	身体介護･生活援助	現行の訪問介護に準じた額
基準緩和型	訪問介護員（有資格者） 市の研修修了者	**生活援助のみ**	**介護予防型訪問サービスの8割程度**

通所型サービス

通所介護施設（日帰り）で行う、日常生活上の支援です。（例）入浴や排せつ、食事など
生活に関する相談や助言を通じて、健康状態の確認や機能訓練などを行います。

NEW

	サービス提供者	サービス内容等	サービス利用額
介護予防型	看護職員、機能訓練指導員 介護職員	機能訓練･入浴、食事、レクリエーションなど	現行の通所介護に準じた額
基準緩和型	介護職員	**機能訓練（軽体操等）、レクリエーションなど**	**介護予防型通所サービスの8割程度**

一般介護予防事業について　（2ページの②）

対象者　**65歳以上のすべての方**
内　容　健康維持と介護予防につながる、さまざまな取り組みを地域で行います。

各地域包括支援センターが主催　いきいき元気倶楽部

介護予防の6つのポイント（①運動器の機能向上、②低栄養の予防、③口腔機能の向上、④認知症予防、⑤閉じこもり予防、⑥うつ予防）をテーマにし、運動や講義の教室を実施しています。

平成２９年度からスタート！　きんたくん健幸体操 ＜転倒予防･いきいき百歳体操編＞

転倒予防体操と、生活動作の改善を目的とした筋力体操とで構成されたプログラムです。手首と足首におもりをつけ、DVDを見ながら行います。

※希望者の自主グループ活動を支援しています。お問い合わせは、「川西市中央地域包括支援センター」まで。（連絡先は裏面の一番下に記載しています）

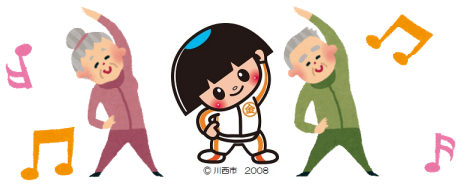

ちなみに･･･総合事業以外にも、こんな取り組みやっています！

各地域包括支援センターが主催　認知症予防教室

ウォーキングと、グループによる「知的活動」を組み合わせたものを習慣化することにより、認知機能の維持と改善を行うものです。
（知的活動は①調理②旅行③パソコンの3種類から選択）

各地域包括支援センターの詳細は4ページです★

地域包括支援センター　所在地一覧

● 川西南地域包括支援センター

加茂3丁目13－26　☎755－3315

受付時間 8:45～17:30

訪問担当区域

加茂1～6丁目／久代1～6丁目／栄根2丁目（1～6番を除く）
下加茂1～2丁目／東久代1～2丁目／南花屋敷1～4丁目

● 川西地域包括支援センター

中央町15－27　☎755－1041

受付時間 8:30～17:00

訪問担当区域

鶯の森町／小花1～2丁目／小戸1～3丁目／霞ケ丘1～2丁目／絹延町／栄町
栄根1丁目／栄根2丁目1～6番／滝山町（8番を除く）／中央町
寺畑1～2丁目／出在家町／花屋敷1～2丁目／花屋敷山手町／萩原1丁目
日高町／火打1～2丁目／丸の内町／満願寺町／松が丘町／美園町

● 明峰地域包括支援センター

西多田字平井田筋5　☎793－2703

受付時間 9:00～17:30

訪問担当区域

鴬台1～2丁目／鴬が丘／錦松台／滝山町8番／西多田1丁目1番・2番
西多田字上平井田／萩原2～3丁目／萩原台東1～2丁目
萩原台西1～3丁目／南野坂1～2丁目／湯山台1～2丁目

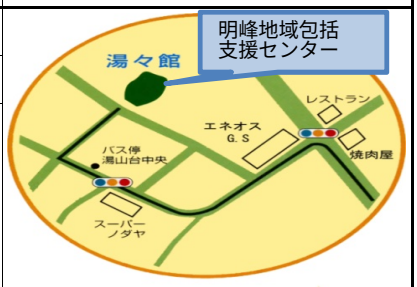

● 多田地域包括支援センター

平野3丁目2－13　☎790－1301

受付時間 8:30～17:00

訪問担当区域

新田1～3丁目／新田字／多田院1～2丁目／多田院字／多田院多田所
多田院西1～2丁目／多田桜木1～2丁目／鼓が滝1～3丁目
西多田字（明峰小学校区を除く）／西多田1丁目（1番・2番を除く）／西多田2丁目
東多田1～3丁目／東多田字／平野1～3丁目／平野字／矢問1～3丁目
矢問東町

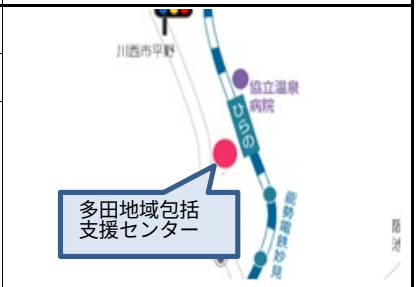

● 緑台地域包括支援センター

水明台1丁目1－198　☎792－6055

受付時間 9:00～17:30

訪問担当区域

向陽台1～3丁目／水明台1～4丁目／清流台／緑台1～7丁目

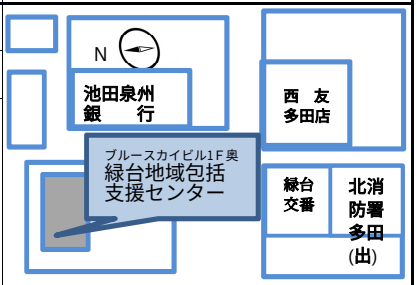

● 清和台地域包括支援センター

清和台東2丁目4－32　☎799－6800

受付時間 9:00～18:00

訪問担当区域

赤松字／石道字／芋生字／けやき坂1～5丁目／清和台東1～5丁目
清和台西1～5丁目／虫生字／柳谷字／若宮字

● 東谷地域包括支援センター

丸山台3丁目5－6　☎790－4055

受付時間 8:45～17:30

訪問担当区域

国崎字／黒川字／下財町／笹部1～3丁目／笹部字／大和東1～5丁目
大和西1目～5丁目／長尾町／西畦野1～2丁目／西畦野字／一庫1～3丁目
一庫字／東畦野1～6丁目／東畦野字／東畦野山手1～2丁目
丸山台1～3丁目／見野1～3丁目／緑が丘1～2丁目／美山台1～3丁目
山原1～2丁目／山原字／山下町／山下字／横路字

● 川西市中央地域包括支援センター

中央町12－1　川西市役所1F　介護保険課内　☎755－7581

主な業務内容　各地域包括支援センターの統括機能　受付時間 9:00～17:30